

鳥取市動物福祉推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市動物福祉推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例第76号）の主旨にのっとり、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発活動を行う団体等を支援し、市民の動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上と人と動物が共生できる社会の実現を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とし、事業実施期間は交付決定日の属する年度中とする。ただし、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）があり、その収入額が補助対象経費から本補助金の額を控除した額を超過する場合は、本補助金の額からその超過額を控除することとする。
 - 3 補助対象経費の総額が3万円未満のときは、本補助金は交付しない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する30日前までに行わなければならない。ただし、別表の第1欄下段に掲げる事業を年度当初から開始する場合は、事業年度の4月10日までに交付申請を行うものとする。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定をしない場合)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益に繋がる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、補助事業毎に別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(情報の公表)

第10条 事業を広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、補助金の交付を受けた事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(免責)

第11条 市は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金 限度額	6 重要な 変更
動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業(注1、2)	団体（非営利公益活動団体(法人格の有無を問わない。)) 地域住民組織	(1) 講師等謝金、旅費(注3) (2) 会場・機器使用料及び会場設営費 (3) 広告宣伝費 (4) 事務経費(消耗品、印刷製本費、通信運搬費) (5) 必要な委託に係る経費(注4) (6) 普及啓発資料作成費 (7) その他市長が必要と認める経費(注5)	1/3	10万円	本補助金の増額に係るもの
	公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定された団体及びその支部団体） 鳥取市登録譲渡ボランティア（鳥取市犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成30年4月1日施行）第4により登録されたボランティア）		1/2	団体 30万円 個人 10万円	
市から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動	鳥取市登録譲渡ボランティア（鳥取市犬及び猫のボランティア譲渡実施要領（平成30年4月1日施行）第4により登録されたボランティア）	(1) 犬及び猫の譲渡会に係る会場費、広告費 (2) 不妊去勢手術、疾病検査、疾病予防ワクチン代等の衛生費 (3) マイクロチップの装着等手術費 (4) 狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料 (5) その他市長が必要と認める経費(注6)	1/2 (ただし、不妊去勢手術費は7/10とする。)	団体 50万円 個人 20万円	
<p>※特記事項</p> <p>注1 本補助金の交付を受ける初年度にあたっては、原則として、新たな取組み、これまでの事業の拡充又は試行的な取組みを行う事業に限る。なお、事業に係る収入の一部を他団体等に寄附したり、団体の運営に係る経常的な経費として充当するための事業など、補助事業として不適当と認める事業は対象としない。</p> <p>注2 主な活動場所は鳥取市並びに岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域とする。</p> <p>注3 旅費は、事業実施主体の構成員を講師等とする場合にあっては、事業に主要な役割を果たす場合に限る。</p> <p>注4 委託費については、市内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情により市内事業者への発注が困難と市が認めた場合にあっては、この限りではない。</p> <p>注5 犬のしつけ方教室に係る経費及びボランティアとして保護している動物の飼養に係る経費は、対象としない。また、団体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものを除く）、概ね3万円以上の備品費、その他補助対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>注6 保護している動物の飼養に係るエサ代、首輪購入費等飼養管理に係る経費は対象としない。ただし、ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂等の使い捨て衛生用品及び動物病院から治療に必要と判断され処方されたペットフードに係る経費は対象とする。</p>					